

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第17回 香港

2025年12月

香港の税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	9
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	10
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15
QDMTT	16

税制概要



- 香港は中華人民共和国の特別行政区である。
- 1997年7月1日に英国から中国に返還された。一国二制度の下で、法の支配と、行政府と立法府から独立した司法に基づくコモン・ローが導入されている。
- 言語：中国語、英語
- 通貨：香港ドル（HKD）
- 居住法人：課税年度内において香港でマネジメント機能および管理支配を有する法人
- 居住法人の課税所得の範囲：香港領域内において稼得した所得（香港源泉事業所得）
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：香港税務当局（Inland Revenue Department；IRD）

法人所得税

税率

税率は二段階課税（2018年3月29日より香港税務改正条例が公示）。2百万HKDまでは**8.25%**で、2百万HKD超には**16.5%**。

課税年度

会計年度

申告納付期限

申告期限は原則、税務当局が発行する申告書の発行日より1ヵ月以内。ただし、会計年度末から約8ヵ月後の日まで申告期限を延長することが一般的に認められる（12月末決算の場合は翌年8月中旬まで、3月決算の場合は同年11月中旬まで、申告期限の延長が可能）。申告時には税額の支払いは必要ない。申告後、税務当局から発行される賦課決定通知書に基づき、指定された納付期限までに税額の支払いが求められる。

事業を展開する際に生ずるその他の主な税、年金保険制度

不動産所得税 (Property tax)

- 土地建物の所有者が得る家賃収入に対して課される。
- 税率15%（ただし、賃貸収入額20%相当額の法定控除が認められ実効税率は12%）。

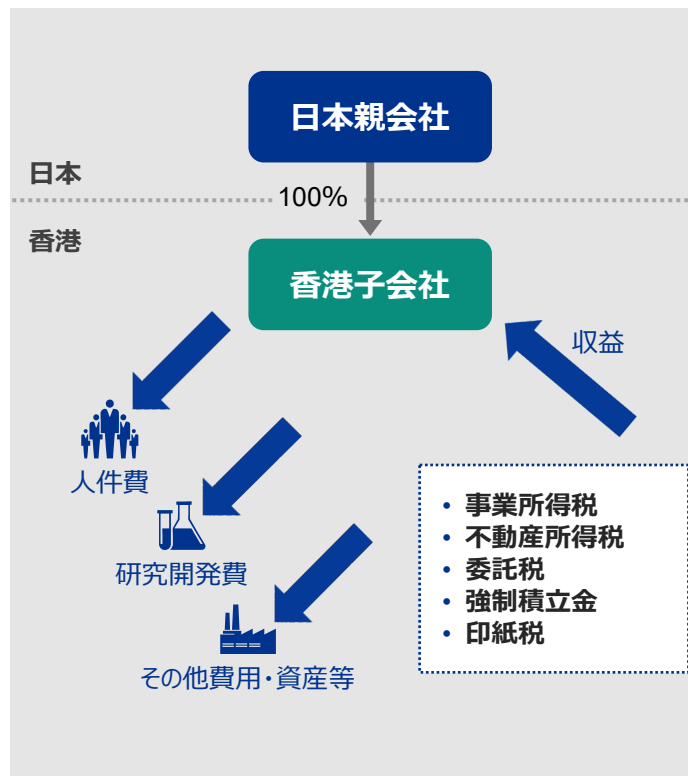
強制積立金制度 (退職金)

雇用主は従業員の給与の5%（月給30,000 HKD以上の場合、強制拠出上限の1,500 HKD）を登録されたMPF（Mandatory Provident Fund）運営会社に預託することが義務付けられている。

印紙税（株式譲渡）

香港株式の譲渡：譲渡日における株式の価値の0.2%（売り手側0.1%+買い手側0.1%）（ただし、グループ内でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、一定の要件充足で免除申請が可能）。

事業課税（事業期間中）（1/3）



事業所得税

税率	16.5%（2段階課税：8.25%、16.5% 前項参照）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出。
欠損金	繰越期限 無期限
	繰戻し 適用なし
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲインは原則非課税。ただし、投機取引より生じた利益については事業所得税の対象となる可能性がある。 • キャピタルロスは、損金不算入となる。
中間納付	香港では、前年の課税所得に基づいて税金を事前に「前払い」する予納税制を採用している。その年の最終税額は前年に支払った予納税額と相殺され、事業所得税債務の金額が調整される。通常、1回目の支払いは、最終税額の全額に次年の予納税額の75%を上乗せした金額となる。残りの25%の予納税額は2回目の納税予定時期に支払う。
事業所得税債務の時効	<ul style="list-style-type: none"> • 一般に、該当する課税年度の終了から6年間 • ただし、不正があった場合には10年間に延長されることがある
連結納税制度	なし
税制改正	公開されている計画はない

事業課税（事業期間中）（2/3）

課税所得の計算方法	企業所得税の計算上注意を要する項目
<p>会計上の税引前当期利益※</p> <p>(+) 益金算入項目</p> <p>(+) 損金不算入項目 例：未払税金 会計上の減価償却費</p> <p>(-) 益金不算入項目 例：香港子会社からの配当</p> <p>(-) 損金算入項目 例：適格研究開発費の一定割合 税務上の減価償却費など</p>	<p>一般原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動からの所得と、香港内で生じ、または香港でもたらされた所得が課税対象（香港領域外源泉所得（P.15参照）は、一定の要件を満たした場合のみ、課税対象外となり、その所得に対応する費用も税務上損金算入されない）。 課税所得の稼得のために発生した費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合のみ損金算入可能となる。 キャピタルゲイン・ロスは課税対象外。
<p>当期課税所得</p> <p>(-) 税務上の繰越欠損金</p>	<p>損金算入費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税所得の稼得のために発生した費用等（以下は例） <ul style="list-style-type: none"> 賃貸料 - 商標取得に係る費用
<p>課税所得</p> <p>(×) 企業所得税率</p> <p>法人税額</p> <p>(-) 源泉税額</p> <p>(-) 中間納付税額</p>	<p>支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかの借入れに対して支払った利子のみ損金算入可能。 <ul style="list-style-type: none"> 借入金が香港または海外の金融機関からであり、かつ、その借入金に対して借入する会社またはその関連会社の預金担保等が付いていない場合。関連会社の保証があっても問題なし。 借入金が金融機関以外からのものであり、貸し付け側の受取利子が香港で課税される場合。 借入金が第三者からのものであり、その資金の用途が棚卸資産または償却資産の購入である場合。 支払利息控除のルールは非常に複雑であり、一定の回避防止規定があるため、節税効果の高い資金調達構造を構築する前に、専門の税務コンサルタントに相談することが推奨される。
<p>差引法人税額</p> <p>※香港内において稼得した所得</p>	<p>研究開発費</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の要件充足で、研究開発費のうち、最初の200万HKDに対し300%の損金算入、残額は200%の損金算入が認められる。 <p>ロイヤルティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得を稼得するために支払ったロイヤルティ費用は損金算入することができる。非居住者に対して支払われるロイヤルティについては、源泉徴収税が課される。

事業課税（事業期間中）（3/3）

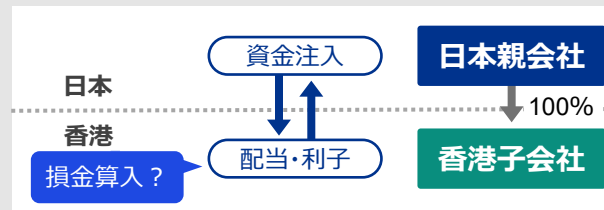
課税所得の計算方法	企業所得税の計算上注意を要する項目
会計上の税引前当期利益※ (+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：未払税金 会計上の減価償却費 (-) 益金不算入項目 例：香港子会社からの配当 (-) 損金算入項目 例：適格研究開発費の一定割合 税務上の減価償却費など	マネジメントフィー <ul style="list-style-type: none"> 本社で一定の管理機能を果たすことで現地支店や子会社に対して課される費用（マネジメントフィー）は、課税所得の獲得のために発生した範囲に限り、金算入することができる。
	準備金および引当金 <ul style="list-style-type: none"> 原則、準備金および引当金の基礎となる費用が生じた場合、損金算入することはできるが、当該準備金および引当金に係る負債に対する支払いが当該課税年度末において偶発的である場合、当該費用は税務上、損金不算入となる。
当期課税所得 (-) 税務上の繰越欠損金	寄附金 <ul style="list-style-type: none"> 調整後当期利益の35%を限度として、政府が承認した公益団体への合計100 HKDを超える寄附は損金算入される。
課税所得 (×) 企業所得税率	受取配当 <ul style="list-style-type: none"> 受取配当は、通常、非課税とされる。香港領域外源泉所得（P.15参照）の場合は、一定の条件を満たす場合には非課税とされる。
法人税額 (-) 源泉税額 (-) 中間納付税額	損金不算入の費用 <ul style="list-style-type: none"> 個人的支出 ・ 保険による回収可能な金額 ・ 非事業目的で使用された賃貸に係る賃料 資本的支出、キャピタルロス ・ 未払税金（従業員への支払い済み給与税は除く）
差引法人税額	

※香港内において稼得した所得

事業課税（資金注入、資金還流時）

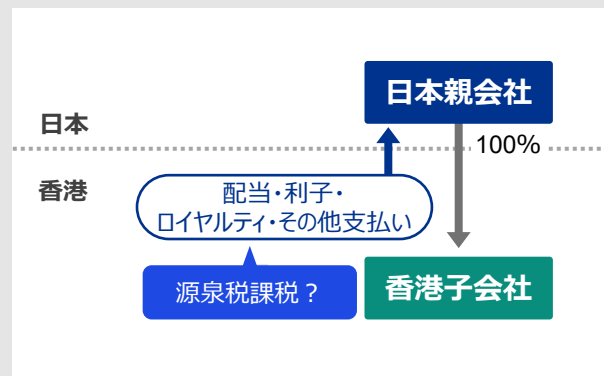
資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない。
- ・ 利息控除のルールは複雑であり、通常、非居住者に支払われた支払利息は、損金算入できない。
- ・ 配当は損金算入されない。



利益の送金 および 関連者取引

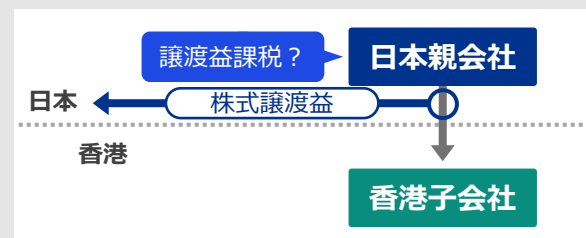
- ・ **配当**：0%
 - ・ **利息**：0%
 - ・ **ロイヤルティ**：4.95%
- ・ 日本への支払い等については日港租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - ・ **配当**：0%
（日港租税条約の制限税率は5%）
 - ・ **利息**：0%
（日港租税条約の制限税率は10%）
 - ・ **ロイヤルティ**：4.95%
（日港租税条約の制限税率は5%）
 - ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。



事業課税（撤退時）

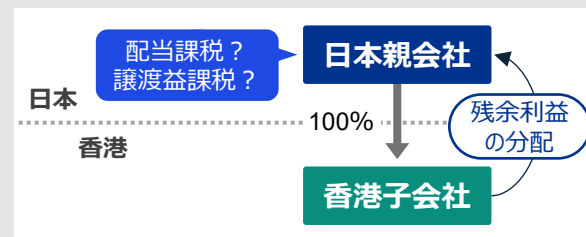
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 香港子会社の株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは非課税となる。
- 日港租税条約では、資産の価値の50%以上が香港不動産により構成される法人の株式の譲渡につき香港の課税権を制限していない。
- 香港子会社株式の譲渡には、対価または公正市場価格のいずれか高い方の0.2%の印紙税が課される。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算時に生じるキャピタルゲインについては非課税となる。
- また、清算時または清算後に株主に支払われる配当については非課税となる。



納税要件・課税範囲

			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			香港源泉所得	香港源泉所得
投資先	居住法人	配当等	非課税	非課税
		株式等の譲渡	譲渡利益 非課税（投機でないもの）	<ul style="list-style-type: none"> 香港子会社の株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは非課税となる。 日港租税条約では、資産の価値の50%以上が香港不動産により構成される法人の株式の譲渡につき香港の課税権を制限していない。
			譲渡損失 控除できない	
	非居住法人	配当等	非課税	
		株式等の譲渡	譲渡利益 非課税（投機でないもの）	
			譲渡損失 控除できない	
国外支店の所得の取扱い			香港領域外から稼得する国外事業所得は、香港税法上、非課税となる。したがって、国外支店の所得についても非課税となる。	
CFC課税			CFC税制はない。	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

国内向け払いにかかる源泉税	配当：なし 利子：なし
従業員の雇用にかかる税務等	給与所得税 (Salaries Tax) <ul style="list-style-type: none">給与所得税は、一般的に香港での雇用から生じる所得に課される。税率は累進課税、もしくは16%を上限とした標準課税が適用される。 強制積立金制度 (Mandatory Provident Fund : MPF) <ul style="list-style-type: none">強制積立金制度は、企業、従業員の双方が積立てを行う強制拠出型の退職金制度である。この制度の対象者は、原則、18～65歳の労働者であり、日本人駐在員など香港にて現地採用されていない外国人の加入は強制されない（香港永久居民を除く）。雇用者と従業員はそれぞれ、当該従業員の毎月の給与の最低5%（月給30,000 HKD以上の場合、強制拠出上限の1,500 HKD）を、登録されたMPF運営委託会社に委託する。
付加価値税 (VAT)	香港にVATはない
印紙税	株式、債券、その他の証券の譲渡時に課される場合がある。 <ul style="list-style-type: none">株式の譲渡：譲渡日における株式の価値の0.2%（売り手側0.1% + 買い手側0.1%）（ただし、グループ内でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、一定の要件充足で免除申請が可能）
デジタル課税	2020年3月27日に実務解釈指針第39号（改訂版DIPN39）を公表し、電子商取引等の税務上の取扱いを明確化した。そのなかでは、電子商取引等において、利益が香港域内で獲得されたものか否かを判断するために当該利益を獲得するための中核となる業務と、それが行われた場所に焦点を当てている。

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>研究開発費 (Cap. 112 Inland Revenue Ordinance Section 16B)</p>	<p>2018年4月1日以降に生じた研究開発費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発による支出を大区分（区分Aと区分B）に分類し、一定の要件充足で損金算入が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区分A： <ul style="list-style-type: none"> • 概要：基本的に研究開発の支出額の100%が損金算入の対象となる。 • 支出の対象範囲：香港域外、または一部香港域外で行われる研究開発活動に関連する場合、当該支出のうち一定割合が損金算入対象となる。 ➢ 区分B： <ul style="list-style-type: none"> • 概要：研究開発費支出額について2段階で損金算入額が拡大。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 200万HKDまで：300% ✓ それを超える金額：200% • 支出の対象範囲：関連する研究開発活動が完全に香港域内で実施される場合のみ対象となる。
<p>香港CTC制度 (Cap. 112 Inland Revenue Ordinance Section 14C–14F)</p>	<p>香港に所在するコーポレート・トレジャリー・センター（香港財務統括会社（香港CTC））</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2016年4月1日以降、香港CTCに対する税務上の優遇税制として、一点の要件を満たす適格香港CTCについて優遇税制（16.5%→8.25%）の適用が可能となる。 • また、香港外の関連会社の借入れに係る支払利息について、一定の要件を満たす場合、適格CTCに限定せず、損金算入が可能となる。

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、香港での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接香港で裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社が香港税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、香港における税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 撤退時に、子会社の株式を譲渡することも可能で柔軟な対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。 すべての会社は、公認会計士による会計監査が義務付けられている。 会社は必ず秘書役（カンパニーセクレタリー）を選任しなければならない。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、香港の課税所得から控除できる。 会計監査の義務がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が支店の債務について直接責任を負うこととなるため、香港の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、商業登記局（Business Registration Office）に商業登記料と合わせて登録申請を行う必要がある。 駐在員事務所は営業活動を行わないため、課税所得は発生せず、事業所得税の申告は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 香港での活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。 実際に香港内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうか等の判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。駐在員事務所の活動によっては、その登録が抹消されたり、登録更新を拒否されて会社または支店に昇格させるように指導を受けることがある。
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 香港進出の規模は相当程度限定される。 出張者の香港での活動によっては、日本本社が香港においてPEを有していると認定される可能性がある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

香港のPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日港租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人 (**常習代理人**)



(日港租税条約第5条第5項)

3 建設PE

12ヵ月を超える期間存続する建築工事現場、建設、もしくは据付工事



(日港租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：2022年9月1日に発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用：なし (該当規定を選択していない)

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結までの平均
的な期間は
案件により
異なる

(異議の差戻し)



税務調査の執行上の特徴

- ①文書による事前問い合わせ
香港では、いきなり税務調査が行われることは稀であり、最初に税務代理人に対して文書による問い合わせが行われることが多い。
- ②税務調査の大まかな流れ
事前問い合わせの結果、違反の疑いがある場合は実地調査が行われる。文書による通知の後、初回面談が実施される。その後、調査のための資料提出の通知が発行され、通常1か月以内に回答を行う必要がある。情報・資料収集、初回面談ののち、追加の情報、資料の提出を指示。相違点について、合意に達した場合、最終的に納税者は査定通知書に署名を行う。平均的には調査の完了まで数年かかるのが一般的である。
- ③一般的な対象税目、対象期間：通常はオフショア非課税所得等、全税種類（主なものとして、企業所得税、移転価格税）に対する調査となる。
遡及期間：一般的な税務調査の対象期間は6年間。
脱税、納税拒否、税額搾取による税金の未納は、過少納付期限なしで追徴される。

紛争解決手続き

- ①税務紛争解決の概要
納税額に関する課税関係の異議については、IRDへの異議申し立てを経て、最終的に上訴することも可能である。
- ②異議申立てにあたっては、いったん税務当局の処分に従って、追加納税、ペナルティの納付を行う必要がある。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）

01

移転価格税制

論点：香港会社から日本や中国のグループ会社に対するアウトバウンドの支払い。特にロイヤルティ、ブランド使用料などについてIRDの調査の論点となることが多い。

対応策：下記の資料を整備する。

支払いの詳細な内訳明細、対価の根拠となる特許などの根拠資料、支払い相手の財務諸表や税務資料、ベンチマーク分析の結果。

02

IRDによる事前確認制度（APA）

論点：移転価格リスクを低減するためにAPAが有用。

対応策：

- ✓ 香港内APA（1国間APA）申請が可能。
- ✓ 香港会社の場合、中国本土の製造会社から完成品を仕入れ、日本などの第3国に販売するケースが多くみられる。このような場合、2国間APAではなく、多国間APAが本質的な問題解決のために必要となる。

03

香港領域外受動的所得に係る免除制度（FSIE制度）

論点：2023年1月1日から施行されたFSIE制度により、香港で受け取ったオフショア受動的所得（配当、資産処分収益、利息、知的財産権の使用による所得）は、原則課税対象となった。経済的実体要件（配当、株式処分収益、利息のみ対象）、資本参加免税制度（配当、株式処分収益のみ対象）、ネクサス要件（知的財産権の使用による所得のみ対象）にかかる一定の条件を満たした場合のみ、対象オフショア受動的所得が免税となる。

対応策：配当や利息等、該当のオフショア受動的所得がある場合、各免除要件にあてはまるか否かを確認し、課税もしくは非課税を識別した上で税務申告を行う。

QDMTT (1/2)

01

登録手続き

- 会計年度終了後6ヵ月以内に annual top-up tax notificationを提出する。
- 多国籍企業グループに属する香港の各構成事業体（CE）が申告義務を有する。1つのCEを指定して税金を納めることができるが、指定されたCEが支払いを怠った場合、すべての香港のCEが連帯責任を負う。

02

申告および納税手続き

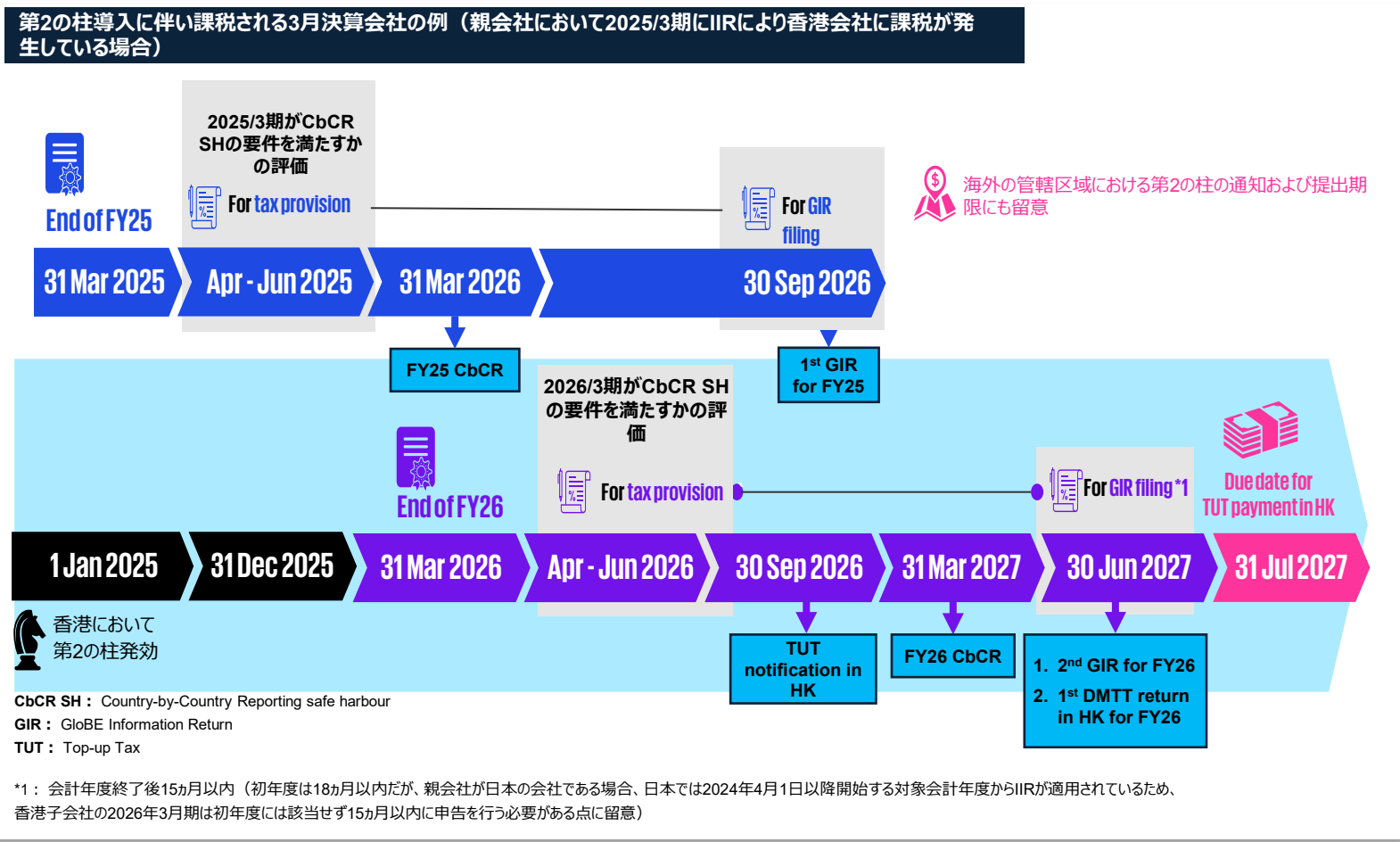
- 会計年度終了後15ヵ月以内（初年度は18ヵ月以内）に top-up tax returnを行う。例えば、親会社が日本の会社である場合、日本では2024年4月1日以降開始する対象会計年度からIIRが適用されているため、香港子会社の2026年3月期は初年度には該当せず15ヵ月以内に申告を行う必要がある点に留意する。
- 指定されたポータルで電子申告を行う。

03

OECDモデルルール・コメンタリーと QDMTTの差異

- 香港は原則的にOECDモデルルールに準拠しているため、OECDモデルルールおよびコメンタリーに従う。

QDMTT (2/2)



香港の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	19
ローカルファイルの概要	20
マスターファイル／国別報告書の概要	21
香港における最近の移転価格調査に係るトピック	22
香港における移転価格調整金に係るトピック	23
香港移転価格に係るホットトピック	24

移転価格税制の概要

1. 移転価格税制導入時期	2018年	
2. 関連者の定義	以下の条件のいずれかに該当する場合 (i) 一方の当事者（当事者には法人、パートナーシップ、信託受託者、または団体が含まれる）が、他方の当事者の経営、支配、または資本に関与している場合。支配があるとみなされるのは、一方の当事者が他方の当事者の直接または間接の持分、議決権、または定款等により付与された権限の過半数を有している場合 (ii) 同一の当事者が、関連する各当事者の経営、支配、または資本に関与している場合 (Inland Revenue (Amendment) (No.6) Ordinance 2018 Section 50AAG and 50AAH)	
3. 移転価格調査の時効	6年	
4. 独立企業間価格の算定方法	以下が認められている。 CUP法（独立価格比準法） CP法（原価基準法） RP法（再販売価格基準法） PS法（利益分割法） TNMM（取引単位営業利益法）	
5. 事前確認（以下、「APA」／相互協議（「MAP」）の適用可能性	日本との租税条約の有無 あり	実務上の適用可能性 あり

ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>以下のいずれかの要件を満たす場合は、LFの作成義務が免除される。</p> <p>1) 事業規模による免除要件：以下の3つの基準のうち2つに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">• 年間収入4億HKD以下• 総資産3億HKD以下• 従業員100人以下 <p>2) 関連者取引金額による免除要件：以下すべての関連者間取引金額に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none">1. 資産の譲渡の場合 2.2億HKD以下2. 金融取引の場合 1.1億HKD以下3. 無形資産の譲渡の場合 1.1億HKD以下4. その他の取引の場合 44百万HKD以下 <p>(Inland Revenue (Amendment) (No.6) Ordinance 2018 Section 58C)</p>
2. 作成期限	事業年度終了の日から9ヵ月以内
3. 提出期限	香港税務当局より提出の要請があった場合、要請から30日以内（延長可）に提出する必要がある。
4. 作成言語	英語ないし中国語
5. 罰則	LFを提出しなかった場合、5万HKDの罰金が課される。また、裁判所命令に従わなかった場合、10万HKDの罰金が課される。

マスターファイル / 国別報告書の概要

マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	LFと同様
2. 作成 / 提出期限	LFと同様
3. 罰則	LFと同様
国別報告書の概要（以下、「CbCR」）	
1. 作成義務対象者	直前会計年度の連結売上高が68億HKDを超える多国籍企業グループの最終親会社等。 なお、日本と香港の間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在香港日系企業の提出は不要。
2. 提出期限 / 作成期限	事業年度終了の日から12ヵ月以内
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none"> 提出義務違反：5万HKD + 1日につき500 HKDの罰金 裁判所命令に従わなかった場合：10万HKDの罰金 故意に虚偽の情報を提供した場合：5万HKDの罰金 詐欺目的で虚偽の情報を提供した場合：（a）略式起訴の場合：1万HKDの罰金および6ヵ月の懲役、（b）重罪として有罪の場合：5万HKDの罰金および3年の懲役
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	事業年度終了の日から3ヵ月以内

香港における最近の移転価格調査に係るトピック

移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

グループの利益率	多国籍企業グループの利益率が高いか
移転価格調査の契機	オフショアクレーム*1に加え、大口の関連者間取引、グループ内役務提供取引、無形資産取引、利益率の変動等が税務調査の契機となりやすい。
移転価格分析について	納税者は企業全体を検証する包括検証を好むことが多いが、香港税務当局は取引セグメントごとの検証を要求することが多い。
その他	LFの提出要請が増加しており、税務質問状にて求められるケースが一般的になっている。

*1 香港では属地主義課税を採用しているため、一定の要件を満たす法人の所得は香港外の所得とみなされ、原則非課税となる仕組みのこと。

香港における移転価格調整金に係るトピック

香港における移転価格調整金について

- 一般に、事業活動の結果として、さまざまな要因により、企業の営業利益率等が移転価格ポリシーのターゲットの範囲から逸脱する場合があります。香港においては、このようなケースで独立企業原則に則った利益配分を実現するために、事業年度末に移転価格調整金を支払うことが認められる。
- 移転価格調整金が認められるための要件および論点は下記のとおりである。

書面による合意	取引前に、あらかじめ取引当事者間で、取引条件および取引価格に影響を及ぼすすべての要因について、書面により合意しておくことが望ましい。ただし、期中において契約の開始日を明記する形で遡及的な契約により対応することも可能である。
会計処理	香港税務当局に提出される監査済財務諸表に移転価格調整金を計上する必要がある。
論点	<ul style="list-style-type: none">• 香港側で利益の減算が発生した場合、税務上の損金算入に関する議論が発生する。• 移転価格調整金の導入により香港法人の利益率が大きく低下した場合、過年度の損益に対する税務調査リスクが発生する可能性がある。

香港移転価格に係るホットピック

その他

項目	説明
税務当局の移転価格調査に対する姿勢・特徴（例：積極的 or 消極的等）	他のアジア諸国と比べると比較的穏やかだが、近年はより積極的かつ活発になってきているように見受けられる。
移転価格文書作成関連のよくある手続き上のミス等（例：期限間違い、現地特有の記載事項のミス等）	取引ごとの分析が十分でなく、特定の取引の独立企業間価格の根拠について香港税務当局から質問されるケースが見受けられる。
税務当局のAPAおよびMAPに対する姿勢（積極的、消極的、ユニラテラルAPAを推奨する等）	香港税務当局は、APAやMAPが将来の税収の確保につながることから、税務紛争の解決においてAPAやMAPを推奨している。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.